

私立学校施設高度化推進事業費補助金取扱要領

平成19年5月8日	高等教育局私学部長裁定
平成21年6月30日	一部改正
平成28年6月2日	一部改正

(目的)

第1条 この取扱要領は、私立学校施設高度化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、私立学校施設高度化推進事業費補助金交付要綱（平成19年5月8日 文部科学大臣裁定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助金の交付の対象としない学校法人等)

第2条 次に掲げる学校法人等は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号。）第2条第5号に規定する行政機関から、同条第4号の「不利益処分」又は第6号の「行政指導」を受けた学校法人等
- (2) 財政事情が極めて逼迫し、法的整理を申請した学校法人等
- (3) 補助金を交付する年度において、借り入れた資金の一部又は全部について、繰上償還補償金を付さずに、繰上償還を行った学校法人等

(補助金の対象外施設)

第3条 要綱第3条第1号に規定する整備事業の実施対象となる学校施設には、次に掲げる施設を含まないものとする。

- (1) 学生等の寄宿舍、職員宿舍
- (2) セミナーハウス、合宿所
- (3) 大学附属病院
- (4) 法人本部棟

2 要綱第3条第2号に規定する整備事業の実施対象となる学校施設及び幼保連携施設には、次に掲げる施設を含まないものとする。

- (1) 大学附属病院
- (2) 法人本部棟

(申請手続等)

第4条 文部科学大臣は、要綱第6条に規定する申請の内容の確認のため、必要と認める資料等の提出を求めることができる。

(補助金の支払)

第5条 要綱第7条に規定する通知を受けた申請者は、通知に示された期日までに、文部科学省に対し請求書（別紙様式）を提出するものとする。

2 文部科学省は、前項の規定による提出書類の内容を確認後、申請者に対して補助金を支出するものとする。

(別紙様式)

番 号
平成 年 月 日

請 求 書

円

上記金額を平成 年度私立学校施設高度化推進事業費補助金として交付くださるよう請求します。

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

法人名
理事長名 印